

今後の部活動の在り方に関する要望

令和4年12月に示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」にて、『「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。』ことが策定の趣旨として示されており、全国926町村においても、こうした趣旨を理解し取り組んでいる。

しかしながら、子供たちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる豊かな機会である部活動を確保する視点に立ち考えると、指導者や受け皿の確保、活動場所や予算などの運営上の問題、平日と土日の活動の接続や大会の在り方、移動手段の確保など、課題は山積している。

これを解決するには、様々な課題を抱える学校や、地域の実情に合わせて複数の道筋や多様な方法があることを確認するとともに、国と地方自治体において、十分な合意形成を図ることが重要である。

よって、国は次の事項を確約すること。

1. 指導者の確保

外部指導者・地域の指導者等の確保は容易ではなく、都市部と地方、部活動の種別等により、指導者確保の状況は大きく異なる。部活動の指導にあたる人材については、国の責任において確保すること。

2. 部活動指導体制の選択

部活動指導体制の方向性は一律とせず、地域の実情等を総合的に考慮し、①学校教育の一環であることを重視した、教師等も指導者となる学校主体の「学校部活動」と「学校部活動の地域連携」、②地域の団体・指導者に指導をゆだねる「地域移行」を同列に選択できるようにすること。

3. 部活動指導者の待遇格差の解消

子どもたちのスポーツ・文化芸術機会確保の観点から、教師等又は外部指導者が指導業務に従事する場合、献身的な教師の指導に対する同一労働同一賃金の観点により、教員特殊勤務手当を外部指導者報酬と同額になるよう体制を整備すること。

令和6年9月5日

全国町村会長
吉田隆行